

# 建設労働者確保育成助成金のご案内 (建設事業主団体・職業訓練法人向け)

「建設労働者確保育成助成金」は、建設労働者の雇用の改善、技能の向上をめざす中小建設事業主や中小建設事業主団体等を支援する制度です。建設業における若年労働者を確保・育成し、技能承継を図り、建設労働者の安定した雇用と能力の開発・向上を目的としています。

## 建設事業主団体・職業訓練法人向け助成コース・助成額一覧（平成27年度）

コース		概要	助成額	ページ
認定訓練	経費助成	中小建設事業主団体（職業訓練法人など）が職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合、経費の一部を助成	広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の1/6	4ページ
技能実習	経費助成	中小建設事業主団体が構成員に雇用されている建設労働者に技能実習を行う場合、経費の一部を助成	技能実習の実施に要した実費相当額の9割（委託費は8割）。ただし1つの技能実習について、1人当たり20万円を上限（※）	6ページ
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業	経費助成	建設事業主団体が若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3（中小建設事業主団体以外は1/2）	15ページ
建設広域教育訓練	推進活動経費助成	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の2/3	19ページ
	施設設置等経費助成	広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った場合、経費の一部を助成	実施経費の1/2	20ページ

※被災三県（岩手県、宮城県、福島県）については技能実習（経費助成）コースの助成率を10割に拡充しています。

# 助成金の利用に当たってのご注意

## (1) 申請期限の厳守

提出期限までに申請がない場合、助成金は受給できません。（提出期限・記入方法などについては、最寄りの都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）にご相談ください。）

## (2) 現地確認などについて

支給要件の確認のため、費用負担、賃金の支払い、訓練などの実施状況、建設労働者の雇用状況などについて、現地での確認や聞き取りを行ったり、報告や書類の提出を求められることがあります。

これらの確認などにご協力いただけない場合、また支給要件に照らして申請書や添付書類などの内容に疑義がある場合には、助成金を受給できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

## (3) 助成金の返還について

詐欺、脅迫、贈賄など刑法に抵触する行為を含むことはもちろん、刑法上犯罪を構成するに至らない場合でも、故意に助成金の計画届や支給申請書に虚偽の記載を行い、または偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない助成金の支給を受け、または受けようとした場合（以下「不正受給」という）、もしくは本来支給される額を超えて助成金の支給を受けた場合は、支給した助成金の全部または一部を返還していただきます。

また、不正受給を行った場合は、

○ 不支給決定または支給決定の取消

○ 不支給決定または支給決定の取消しを受けた日から3年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質な場合は、詐欺罪として刑罰に処せられることがあります。

また、他の助成金でも不正受給が確認された場合も支給決定は行われません。

○ 返還に関しては、受給した日の翌日から返還が終了する日までの間、延滞金（法定利息）が加算されます。

## (4) 書類の整理保管

助成金の支給に関して提出した書類（訓練などの実施に要する費用、賃金の支出に関する証拠書類など）は、この助成金に関する支給（不支給）決定日から起算して5年間保存してください。

# パンフレットの用語について

- 「建設事業主」** 建設労働者を雇用して建設事業を行う者をいいます。  
 ※建設労働者を雇用しないで自ら建設業を行ういわゆる「一人親方」および「同居の親族のみを使用して建設事業を行っている事業主」は、建設事業主には当たりません。
- 「Aの建設事業主」 雇用保険料率1,000分の16.5(※1)の建設事業主
  - 「Aの事業所」 雇用保険の適用上ひとつの事業所として認められている雇用保険料率が1,000分の16.5の事業所
  - 「Bの建設事業主」 雇用保険料率が1,000分の13.5または15.5の建設業の許可(※2)を有する建設事業主
  - 「Bの事業所」 雇用保険の適用上ひとつの事業所として認められている雇用保険料率が1,000分の13.5または15.5の事業所

**「中小建設事業主」** 資本金の額もしくは出資の総額が3億円以下、または常用労働者数300人以下の建設事業主をいいます。

**「建設事業主団体」** 建設事業主の団体またはその連合団体であって、構成員のうちに占める建設事業主の割合が50%以上かつ構成員である建設事業主に占める雇用保険の保険関係が成立している事業に関する建設事業主の割合が50%以上であって、財務及び活動等の状況からみて、事業を的確に遂行することができると思われる団体をいいます。

**「中小建設事業主団体」** 建設事業主団体であって、その構成員である建設事業主のうちに占める中小建設事業主の割合が3分の2以上の団体をいいます。

※1 雇用保険料率1,000分の16.5の対象となるのは「土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業」です。

※2 建設業法における建設業の範囲は以下の通りです。

土木一式工事	とび・土工・コンクリート工事	管工事	ほ装工事	塗装工事	熱絶縁工事	建具工事
建築一式工事	石工事	タイル・れんが・ブロック工事	しゅんせつ工事	防水工事	電気通信工事	水道施設工事
大工工事	屋根工事	鋼構造物工事	板金工事	内装仕上工事	造園工事	消防施設工事
左官工事	電気工事	鉄筋工事	ガラス工事	機械器具設置工事	さく井工事	清掃施設工事

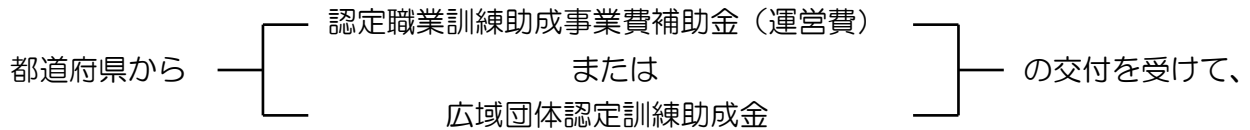
## 助成金の不支給要件

次のいずれかに該当する事業主等は助成金を支給できません。

- 1 偽りその他不正の行為により、雇用保険法第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則に基づく助成金の支給を受け、または受けようとしたことにより、支給申請日又は支給決定日の時点で不支給措置がとられている事業主等
- 2 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度の労働保険料を納入していない事業主等
- 3 支給申請日の前日から起算して1年前の日から支給申請日の前日までの間に労働関係法令の違反を行った事業主等
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業並びに接客業務受託営業を行っている事業主等
- 5 暴力団関係事業所の事業主等
- 6 支給申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業主等
- 7 助成金の不正受給が発覚した場合の公表について同意していない事業主等

☆ その他の支給要件については、各助成金のページをご覧ください。また、事前に最寄りの都道府県労働局またはハローワークにご相談のうえ、助成金の利用計画を進めるようにしてください。

## 1. 受給できる中小建設事業主団体（職業訓練法人など）



認定訓練を行う中小建設事業主団体（職業訓練法人など）であること

かつ

次のすべての要件を満たすこと

- ・ 構成員の50%以上を建設事業主が占めていること
- ・ 構成員である建設事業主のうち3分の2以上が中小建設事業主であること  
（職業訓練法人については比率を問わない）  
※「一人親方」及び「同居の親族のみを使用して建設事業を行う者」は中小建設事業主として取り扱いません
- ・ 構成員である建設事業主の50%以上の者が雇用保険に加入していること

## 2. 算定の対象となる者

広域団体認定訓練助成金又は認定訓練助成事業費補助金の交付対象となっている者であること。

## 3. 算定の対象となる訓練課程・訓練科

助成対象となる訓練は職業能力開発促進法第24条第1項に規定する認定職業訓練または同法第27条第1項に規定する指導員訓練のうち、別に定める建設関連の訓練に限ります。

なお、経理事務・営業販売的な要素を持つ訓練は、この助成金の対象とはなりません。

## 4. 助成額

広域団体認定訓練助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の6分の1に相当する額です。

## 5. 手続き

### ① 計画届の届出

認定訓練コース（経費助成）の支給を受けようとする中小建設事業主団体は、事業を実施しようとする日の原則1か月前（4月1日から6月末日までに事業を開始する場合は5月末日）までに、必要書類一式を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局（以下「管轄労働局」という）またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

### ①計画届の届出

建設労働者確保育成助成金〔認定訓練コース（経費助成）〕計画届（建助様式第1号）および添付書類

中小建設事業主団体  
（職業訓練法人など）

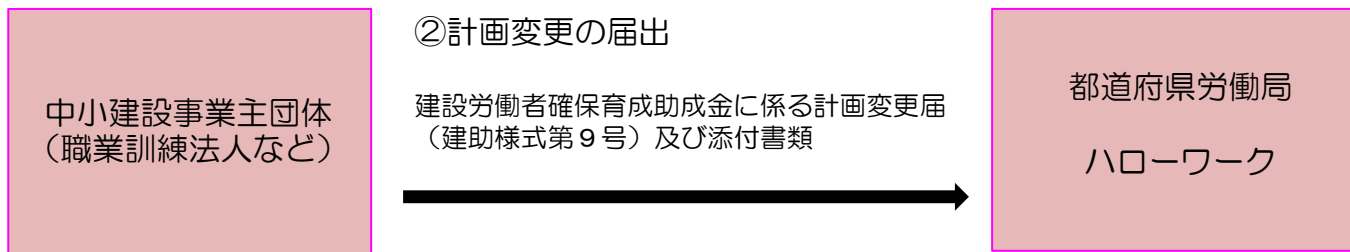


都道府県労働局

ハローワーク

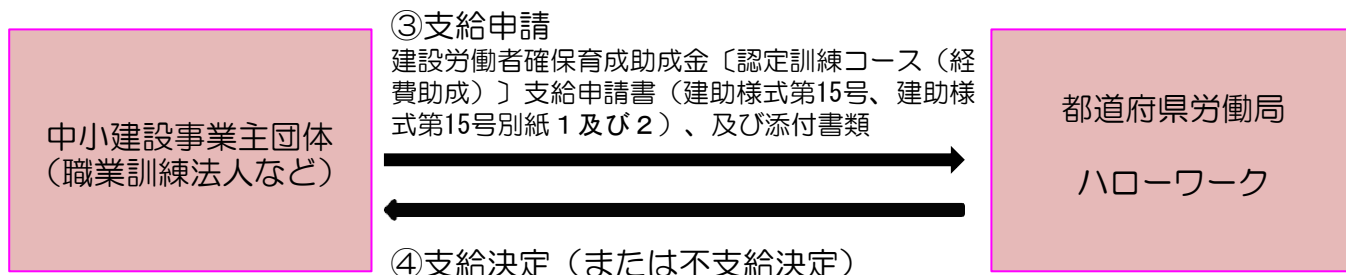
## ② 計画届の変更

計画届を提出した中小建設事業主団体は、届け出た内容に変更（①訓練の実施計画の内容を著しく変更する場合、②添付書類の内容に変更が生じた場合（軽微な場合を除く））が生じるときは、事前に必要書類一式を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



## ③ 支給申請の手続き

認定訓練終了後、都道府県より認定職業訓練（建設関連）の補助額（助成額）に係る精算確定の通知が発出された日の翌日から原則2か月以内に、必要書類一式を管轄労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



## 6. 留意事項

平成27年度、平成28年度に都道府県の補助（助成）を受けて行われる認定訓練については、平成26年度の助成内容（助成額や支給手続きの方法など）により支給を受けることも可能です。その内容については、下記のURLをご参照いただくか、管轄都道府県労働局にご相談下さい。

### ◆平成26年度における建設労働者確保育成助成金の概要（パンフレット）

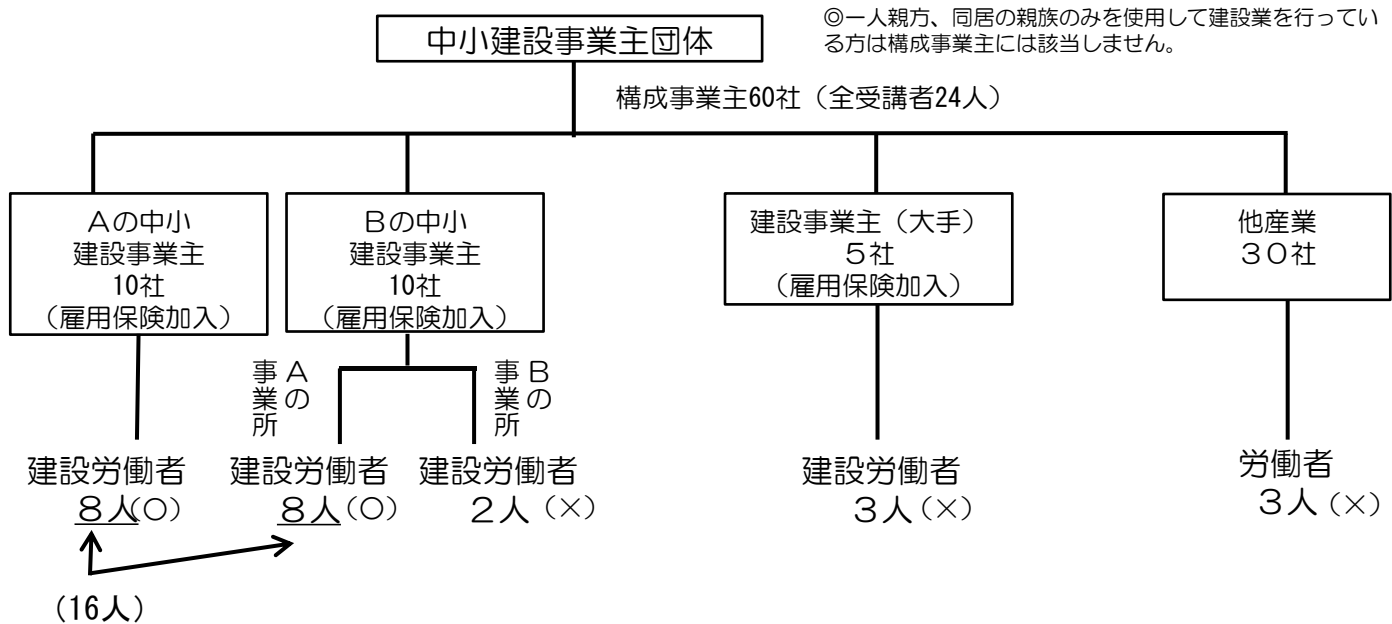
URL : <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouseiteikyoku/img-728132241.pdf>

## 1. 受給できる中小建設事業主団体

技能実習を実施する次のすべての要件を満たす中小建設事業主団体

- 団体の構成員のうち、建設事業主が50%以上占めていて、その建設事業主のうち中小建設事業主が3分の2以上を占めていること。
- 構成員である建設事業主の50%以上の者が雇用保険に加入していること。
- 技能実習の受講者のうち3分の2以上が、「Aの中小建設事業主」に雇用される建設労働者および「Bの中小建設事業主」のうち「Aの事業所」に雇用される建設労働者であること。

### ● イメージ図（構成事業主60社で全受講者24人の場合）



◎このケースでは受講者24人のうち、「Aの中小建設事業主」および「Bの中小建設事業主のうち、Aの事業所」に雇用されている建設労働者の3分の2以上に当たる16人以上でなければ、要件を満たさないため助成対象外となります。

## 2. 算定の対象となる建設労働者

次のいずれかに該当する建設労働者

- 中小建設事業主団体の構成員のうち「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者、または「Bの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者のうち「Aの事業所」に雇用されている建設労働者
- 中小建設事業主団体を構成する「AまたはBの建設事業主」と直接の下請関係にある「Aの中小建設事業主」に雇用されている建設労働者

## 3. 助成の対象となる技能実習

イ 次の（1）～（4）のすべての要件を満たす技能実習で次ページの表に該当するもの

（1）1日1時間以上であること。＊①、⑤については、合計10時間以上（①には実技・学科の時間の割合は問いませんが、1時間以上は実技の時間を設けること）

※ 1日の時間数が1時間以上であっても、訓練と直接関連のない単なる開・閉講式やオリエンテーションなどは、助成の対象となりません。

（2）技能実習の期間は最長でも6ヵ月以内とすること。

（3）下表①、⑤（登録教習機関等へ委託する場合を除く）の実習の指導員は、その実習の内容に直接関連する職種に関する職業訓練指導員免許を有する者、1級技能検定に合格した者、その他管轄労働局長がこれらと同等以上の能力があると認める者であること。

（4）職場訓練（労働者を日常の職場で業務に就かせたまま行う訓練）および営業活動の一環として行う技能実習は助成の対象になりません。

No.	実習内容	中小建設事業主団体が自ら行う場合	登録教習機関に委託して行う場合	登録基幹技能者講習実施機関に委託して行う場合
①	建設工事における作業に直接関連する実習（②から⑥以外のもの）	○	○	○
②	労働安全衛生法で定める特別教育（9ページ・表1に限る）	○	○	○
③	労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する安全衛生教育（10ページ・表2に限る。）	○	○	○
④	労働安全衛生法に基づく教習および技能講習（11～12ページ・表3に限る）	×	○	×
⑤	職業能力開発促進法に規定する技能検定試験のための事前講習（13ページ・表4に限る）	○	○	○
⑥	建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習（14ページ・表5参考）	×	×	○

□ 次の（１）～（２）のすべての要件を満たす技能実習であるもの

- （１）建設業法で定める技術検定に関する講習であり、受講を開始する日において雇用保険法で定める教育訓練給付金の支給対象であること。（対象となる講習については、厚生労働省ホームページ（教育訓練講座検索システム）をご覧ください。）
- （２）雇用保険法に定める指定教育訓練実施者に委託して行うこと。

※ 建設業法で定める技術検定の検定種目は以下の通りです。

建設機械施工	土木施工管理	建築施工管理
電気工事施工管理	管工事施工管理	造園施工管理

## 4. 助成額

助成対象費用の区分ごとの基準により算定した合計額の9割（委託費については8割）です。ただし、ひとつの技能実習について、1人当たり20万円を限度とします。

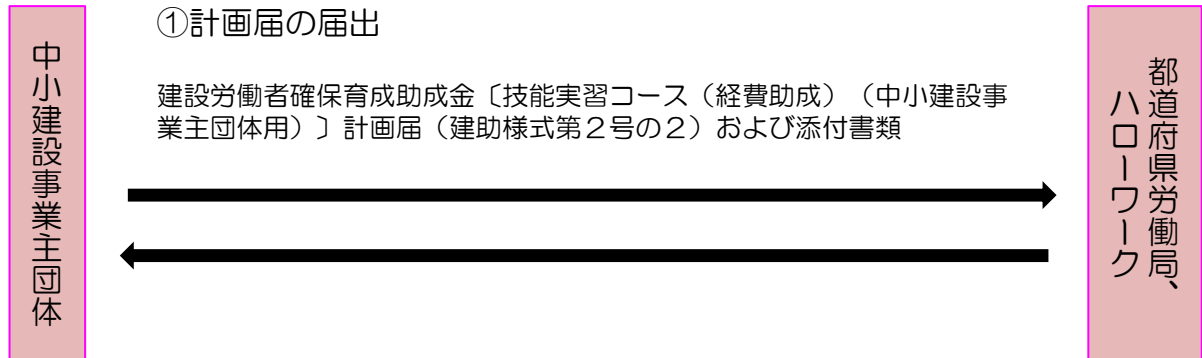
- ※ 被災三県（岩手県、宮城県、福島県）については助成率を10割（委託費も同じ。）に拡充しています。
- ※ 事業の実施に要した費用について、団体の構成事業主から費用を徴収することは可能ですが、費用を徴収した場合には、基準により算定して得た額から当該徴収額を差し引きます。（労働者本人からの徴収は不可）
- ※ 認定訓練（都道府県より補助又は助成を受けて行われる場合に限る）に係る受講料等の経費は助成の対象となりません。
- ※ 労働者本人から技能実習に要した費用を徴収する場合は本助成金を申請できません。

助成対象費用	基準	限度額
指導員謝金	実費相当額（部外指導員に限る）	ひとつの技能実習について、1人当たり20万円
指導員旅費	実費相当額（交通費に限る）	
実習場所の借上料	実費相当額（一般的に料金表に基づき有料で賃貸されている会場である場合に限る）	
建設機械の借上料	実費相当額	
教材費、消耗品代等で技能実習に直接必要とする費用	実費相当額	
委託費（技能実習を登録教習機関等に委託する場合の費用）	委託費（1人当たりの受講料に受講者数を乗じて得た額）	

## 5. 手続き

### ① 計画届の届出

技能実習コース（経費助成）の支給を受けようとする中小建設事業主団体は、事業を実施しようとする日の原則1ヶ月前までに、必要書類一式を主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。（※）

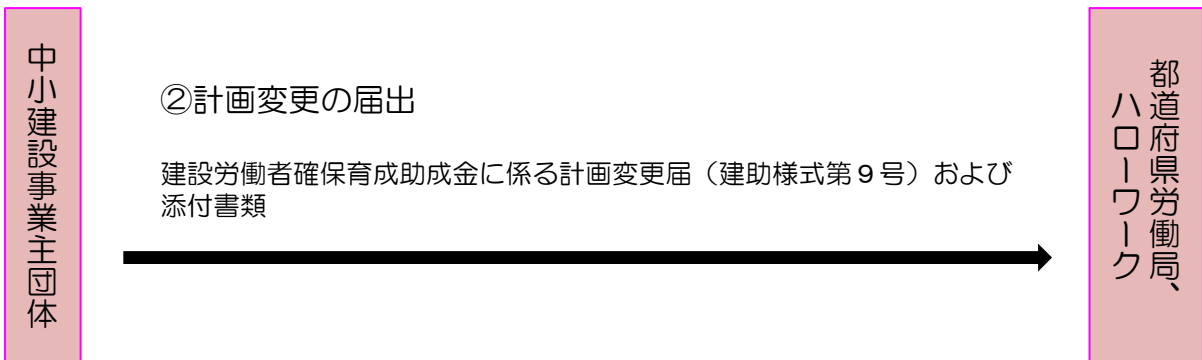


**※ 計画届の届出は、平成27年10月1日以降に開始される技能実習から必要となりますので、注意してください。**

例：平成27年10月1日に開始される技能実習の場合、原則として平成27年9月1日までに計画届を提出してください。

### ② 計画届の変更

計画届を提出した中小建設事業主団体は、届け出た内容に変更（①実施する訓練の内容を著しく変更する場合、②所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合）が生じるときは、事前に関係書類一式を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出して下さい。



### ③ 支給申請書の提出

技能実習を終了した日の翌日から起算して原則2カ月以内に、必要書類一式を管轄労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

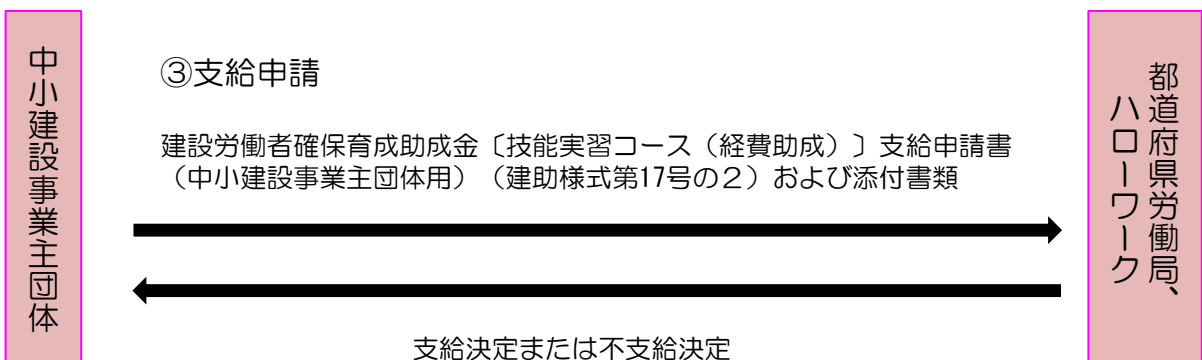




表1

## 労働安全衛生法に定める特別教育の時間

区 分	特別教育の時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生規則第36条	時間	時間
第3号 アーク溶接	11	10
第4号 電気取扱い(高圧)	11	15
〃 (低圧)	7	7
第5号の3 不整地運搬車(1t未満)の運転	6	6
第9号 小型車両系建設機械 〔 整地・運搬 ・積込用 及び掘削用 〕 の運転	7	6
〃 (基礎工事用) 〃	7	6
〃 (解体用) 〃	7	7
第9号の2 基礎工事用建設機械の運転	7	5
第9号の3 車両系建設機械(基礎工事用)の作業装置の操作	5	4
第10号 ローラーの運転	6	4
第10号の2 車両系建設機械(コンクリート打設用)の作業装置の操作	7	5
第10号の3 ボーリングマシンの運転	7	5
第10号の4 ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転	6	4
第10号の5 高所作業車(10m未満)の運転	6	3
第11号 巻上げ機の運転	6	4
第13号 軌道装置の動力車の運転	6	4
第15号 クレーンの運転	9	4
第16号 移動式クレーン(1t未満)の運転	9	4
第17号 デリックの運転	9	4
第18号 建設用リフトの運転	5	4
第19号 玉掛け	5	4
第20号 ゴンドラ操作	5	4
第20号の2 作業室および気閘室へ送気するための空気圧縮機を運転する業務	10	2
第21号 高圧室内作業に係る作業室への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	10	2
第22号 気閘室への送気または気閘室からの排気の調整を行うためのバルブ又はコックを操作する業務	9	3
第23号 潜水作業員への送気の調節を行うためのバルブまたはコックを操作する業務	9	2
第24号 再圧室を操作する業務	9	3
第38号 ①除染等業務(下段②を除く)	4	1.5
②特定汚染土壌等取扱業務	3.5	1
③特定線量下業務	2.5	
第39号 足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務(地上又は堅固な床における補助作業の業務を除く。)	6	

## 表2

### 労働安全衛生法に基づく危険有害業務従事者に対する 安全衛生教育の時間

(危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 別表)

区 分	安全衛生教育の時間
5 クレーン運転士安全衛生教育	6
6 移動式クレーン運転士安全衛生教育	6
7 ガス溶接業務従事者安全衛生教育	5
9 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び採掘用）運転業務従事者安全衛生教育	6
9の2 車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育	6
12 ローラー運転業務従事者安全衛生教育	6
15 玉掛業務従事者安全衛生教育	5

表3

## 労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

区 分	教習時間又は講習時間	
	学 科	実 技
労働安全衛生法第75条別表第17(教習)	時間	時間
2 クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
3 移動式クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
労働安全衛生法第76条別表第18(技能講習)		
5 地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習	17	
6 ずい道等の堀削等作業主任者技能講習	13	
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	13	
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	13	
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	13	
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	11	
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	11	
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	13	
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	11	
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	13	
24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11.5	4
26 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習	13	7
//	10	6
//	13	6
27 小型移動式クレーン(1t以上5t未満)運転技能講習	13	7
//	10	6
//	10	7
//	13	6
28 ガス溶接技能講習	8	5
31 車両系建設機械 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">整地・運搬 ・積込用 及び掘削用</span> 運転技能講習	13	25
//	9	25
//	13	5
//	9	5
//	5	5
//	4	2

表3

## 労働安全衛生法に定める教習及び技能講習の時間

32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	13	25
//	6	5
//	2	1
//	9	5
//	13	5
//	9	25
//	3	2
車両系建設機械(解体用)運転技能特例講習(※)	2	
//	2	1
//	3	
//	7	
33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	14	25
//	4	5
//	6	15
//	7	15
//	10	15
//	14	15
34 不整地運搬車(1t以上)運転技能講習	11	24
//	7	4
//	11	4
//	7	24
35 高所作業車(10m以上)運転技能講習	11	6
//	6	6
//	8	6
36 玉掛け技能講習	12	7
//	9	6
//	12	6
//	11	5
//	11	4

(※)平成27年6月30日までの間に実施される、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第58号)附則第3条各号の講習をいう。

表4

## 建設関連技能検定職種一覧

番 号	検 定 職 種	番 号	検 定 職 種
1	造 園	○22	(削除)
2	さく井	○23	厨房設備施工
3	鉄 工	24	型枠施工
4	建築板金	25	鉄筋施工
5	建設機械整備	26	防水施工
6	冷凍空気調和機器施工	○27	樹脂接着剤注入施工
7	建具製作	28	内装仕上げ施工
8	石材施工	29	(削除)
9	建築大工	30	カーテンウォール施工
○10	枠組壁建築	31	熱絶縁施工
11	かわらぶき	32	サッシ施工
12	と び	○33	バルコニー施工
13	左 官	34	ガラス施工
○14	れんが積み	35	ウェルポイント施工
15	築 炉	36	(削除)
16	ブロック建築	37	表 装
○17	エーエルシーパネル施工	38	塗 装
○18	(削除)	○39	路面標示施工
19	タイル張り	40	コンクリート圧送施工
20	畳製作	41	自動ドア施工
21	配 管	42	広告美術仕上げ

注) ○印を付した技能検定職種は、単一等級の技能検定職種を表す。

表5 各専門工事業団体における登録基幹技能者講習実施状況

No.	資格名称	職種	団体名
1	登録圧接基幹技能者	鉄筋	全国圧接業協同組合連合会
2	登録橋梁基幹技能者	橋梁架設	(一社)日本橋梁建設協会
3	登録PC工事基幹技能者	PC橋梁架設	プレストレスト・コンクリート工事業協会
4	登録電気工事基幹技能者	電気工事	(一社)日本電設工業協会
5	登録造園基幹技能者	造園	(一社)日本造園建設業協会 (一社)日本造園組合連合会
6	登録機械土工基幹技能者	土工・コンクリート	(一社)日本機械土工協会
7	登録建築板金基幹技能者	板金	(一社)日本建築板金協会
8	登録鉄筋基幹技能者	鉄筋	(公社)全国鉄筋工事業協会
9	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	サッシ・カーテンウォール	(一社)日本サッシ協会 (一社)カーテンウォール・防火開口部協会
10	登録外壁仕上基幹技能者	外壁仕上工事	日本外壁仕上業協同組合連合会
11	登録型枠基幹技能者	型枠大工	(一社)日本型枠工事業協会
12	登録内装仕上工事基幹技能者	内装	(社)全国建設室内工事業協会 日本建設バリエーション事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会
13	登録配管基幹技能者	管工事	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会
14	登録トンネル基幹技能者	トンネル工事	(一社)日本トンネル専門工事業協会
15	登録コンクリート圧送基幹技能者	コンクリート圧送工事	(一社)全国コンクリート圧送事業団体連合会
16	登録鳶・土工基幹技能者	とび・土工	(一社)日本建設躯体工事業団体連合会 (一社)日本鳶工業連合会
17	登録左官基幹技能者	左官	(一社)日本左官業組合連合会
18	登録建設塗装基幹技能者	塗装	(一社)日本塗装工業会
19	登録ダクト基幹技能者	ダクト工事	(一社)日本空調衛生工事業協会 (一社)全国ダクト工業団体連合会
20	登録防水基幹技能者	防水工事	(一社)全国防水工事業協会
21	登録エクステリア基幹技能者	建築ブロック・エクステリア工事	(一社)日本建築ブロック・エクステリア工事業協会 (公社)日本エクステリア建設業協会
22	登録海上起重基幹技能者	土工・しゅんせつ	(一社)日本海上起重技術協会
23	登録切断穿孔基幹技能者	とび・土工	ダイヤモンド工事業協同組合
24	登録保温保冷基幹技能者	熱絶縁工事	(一社)日本保温保冷工業協会
25	登録グラウト基幹技能者	とび・土木	(一社)日本グラウト協会
26	登録冷凍空調基幹技能者	管工事	(一社)日本冷凍空調設備工業連合会
27	登録運動施設基幹技能者	運動施設工事	(一社)日本運動施設建設業協会
28	登録基礎工基幹技能者	とび・土工	全国基礎工業協同組合連合会協同組合 (一社)日本基礎建設協会
29	登録タイル張り基幹技能者	タイル・れんが・ブロック	(一社)日本タイル煉瓦工事工業会
30	登録標識・路面標示基幹技能者	(道路標識)とび・土工 (路面標示)塗装	(一社)全国道路標識・標示業協会
31	登録消火設備基幹技能者	消防施設工事	消防施設工事協会
32	登録建築大工基幹技能者	建築大工	(一社)全国中小建築工事業団体連合会
33	登録硝子工事基幹技能者	ガラス工事	全国板硝子工事協同組合連合会 全国板硝子商工協同組合連合会

注) 平成27年4月現在。なお、新たに国土交通大臣の登録を受けた講習についても助成対象となります。

## 1. 受給できる建設事業主団体

「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」※1に係る最大1年間の事業年間計画を作成し、実施する次のいずれかに該当する建設事業主団体です。また、同事業の実施にあたり、事業推進委員会※2を設置するとともに、事業推進員※3を置くことが必要です。

区分	要件
都道府県団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>一の都道府県の地域におけるものであること</li> <li>構成員の数が15以上のものであって、当該構成員が常時雇用する労働者の総数がおおむね100人以上のものであること など</li> </ul>
全国団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>全国的な規模で組織されているものであること</li> <li>連合団体にあつては、おおむね、都道府県の区域を単位として設立された団体で構成されるものであって、特定の職種に係るものであること など</li> </ul>
地域団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>構成員の数が10以上の建設事業主団体であつて、当該構成員が常時雇用する労働者の総数がおおむね50以上のものであり、都道府県団体および全国団体に該当しないもの又は</li> <li>構成員の数が10以上のものであって、事業内容が学校等の学生等又は教員を対象とするものであり、当該学校等関係者を事業推進委員会の構成員とするもの</li> </ul>

※1 「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」については、2. を参照。

※2 事業推進委員会とは、支給対象となる建設事業主団体（以下「対象建設事業主団体」という）の構成事業主等によって構成され、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の企画および立案を行うことを目的とする委員会です。

### 事業推進委員会

#### 構成員

対象建設事業主団体の役職員（必須）、対象建設事業主団体の構成事業主または構成団体の役職員（必須）、事業推進員（必須）、その他必要とされる者（任意）

構成員の選任、人数（最低3名）は対象建設事業主団体が任意に定めることが可能

#### 業務

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の計画の策定、効果的な実施のために必要な事項の検討及び効果検証

#### 実施回数

一つの事業年間計画で2回以上

※3 事業推進員とは、若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の実施について中心的な役割を担う者のことです。具体的な基準は下記のとおりです。

### 事業推進員

#### 要件

雇用管理に関して専門的な知識・経験を有するとして対象建設事業主団体の長が認める者

#### 人数

1名以上

#### 業務

- ・事業推進委員会の活動の補佐
- ・計画に基づく各種事業の企画立案および実施
- ・助成金に関する書類の作成
- ・（必要に応じて）傘下事業主等に対する雇用改善に関する相談・援助 等

#### 選任方法

対象建設事業主団体の役職員の中から選任または部外者に対して委嘱して選任

## 2. 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業

「若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業」とは、若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的として実施する事業で、事業実施期間は最大1年間となります。（①の事業は必須、かつ④～⑪のいずれかの事業を必ず実施することが必要）

なお、その目的に対する数値を用いた効果予測を事前に行い届け出るとともに、事業実施後の数値を用いた効果検証と、構成事業主の50%または100事業主のいずれか低い方を対象に入職率と離職率の調査を行い、年度末までに報告することが必要です。

調査・事業計画	策定事業	策定事業	
		①	②
		①	事業推進委員会を開催し、事業の実施についての具体的な計画の策定、効果的な事業の実施のために必要な事項を検討、効果検証する事業
		②	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業を行うため、雇用管理の改善についての課題を把握するための調査事業
		③	若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の効果を検証するための調査事業
入職・職場定着事業	事業名称		具体例
	④	建設事業の役割・魅力を伝え、理解を促進するための啓発活動等に関する事業	未入職者に対する講習会、加工技術等の体験会、現場見学会、体験学習、インターンシップ、求人合同説明会、集団面接会、広報活動など
	⑤	技能の向上を図るための活動等に関する事業	入職内定者への教育訓練、新規入職者への研修会、建設労働者への公的資格（建設工事に関連する資格等であって、各法令、施行規則、省令等で定められているもの）の取得に関する講習会、教職員への実践的スキル研修 など
	⑥	評価・処遇制度等の普及等に関する事業	評価・処遇制度、昇進・昇格基準、賃金体系制度、諸手当制度等の導入やキャリアパスのモデル作成、完全週休2日制度等労働時間の削減に資する制度や育児・介護休暇等特別休暇制度の普及、社会保険制度の加入促進に必要な講習会 など
	⑦	労働災害予防等のための労働安全管理の普及等に関する事業	安全衛生管理計画の作成、工事現場の巡回、災害調査の記録、労災付加給付施策の導入に関する講習会、安全衛生大会 等
	⑧	労働者の健康づくり制度の普及等に関する事業	人間ドック受診制度、生活習慣病予防検診、メンタルヘルス対策の導入に関する講習会、建設業務由来の疾病予防に関する啓発活動など
	⑨	技能向上や雇用改善の奨励に関する事業	優良な技術者・技能者に対する表彰制度、雇用改善について優良な取組を実施する事業所等に対する表彰制度 など
	⑩	雇用管理に関して必要な知識を習得させる研修等の実施に関する事業	雇用管理研修または職長研修の実施
	⑪	女性労働者の入職や定着の促進に関する事業	女性が活躍する企業に対する表彰制度、妊娠・育児やキャリアアップに係る情報交換会の開催、出産育児制度等のセミナー開催 など

## 3. 助成額

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業の実施に要した費用のうち、次の4. に掲げる支給対象経費の区分とそれに対応する基準により算定して得た額の合計額の3分の2（中小建設事業主団体以外は2分の1）に相当する額です。

ただし、事業推進員の人件費に対する助成額が、助成額全体の6割を超える場合は、超過部分については支給しません。また、旅費及び宿泊費に対する合計の助成額及び印刷製本費の助成額それぞれについて、全国団体または都道府県団体については400万円（地域団体については200万円）を超える場合は、それぞれの超過部分については支給しません。

支給上限額は、一の年度（支給申請年月日を基準とし、同年度4月1日から翌年3月31日まで）の本事業コースに係る支給額の合計として、全国団体：2,000万円 都道府県団体：2,000万円 地域団体：1,000万円です。

※ この事業とそれ以外の事業が混在する取組内容に係る費用については、取組内容のうちこの事業が5割以上占める場合のみ支給の対象となります。

※ 事業の実施に要した費用について、団体の構成事業主から費用を徴収することは可能ですが、費用を徴収した場合には、基準により算定して得た額から当該徴収額を差し引きます（労働者本人からの徴収は不可）



#### 4. 対象となる経費

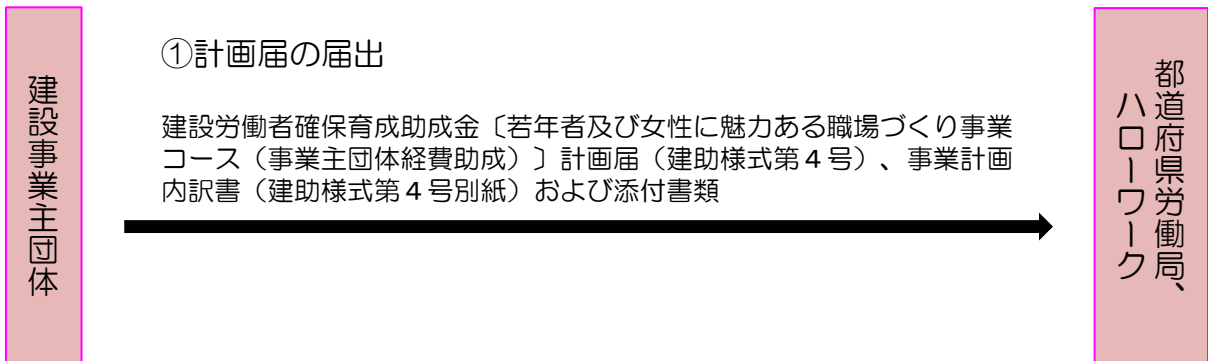
支給対象経費	基準	助成対象経費の範囲
委員謝金 (部外委員に限る)	実費相当額	推進委員会およびその他若年者に魅力ある職場づくり支援事業を行うために特別に設置した委員会の委員の謝金(当該団体から報酬を受けていない者に係る分に限る)
講師謝金 (部外講師に限る)	実費相当額	講習等の講師の謝金
執筆謝金	実費相当額	機関誌、広報誌、報告書等の執筆に要する謝金
賃金	実費相当額	短期間臨時に雇い入れるアルバイト等の賃金(本事業を実施するために専門に雇い入れた場合に限る。)
人件費 (事業推進員に限る)	1人当たり 3,600,000円までの 実費相当額	事業実施期間中に実際に業務に従事した時間に係る事業推進員に支払う基本給、諸手当および超過勤務手当、健康保険、厚生年金保険、介護保険、厚生年金基金および労働保険の保険料のうち事業主負担分(最大3名まで)
旅費	実費相当額	勤務先(勤務先のない場合は自宅)から目的地までの旅行に要した鉄道賃(グリーン料金を除く。)、船賃(特1等を除く)、航空賃、バス賃及びタクシー代(公共交通機関を利用することが困難又は合理的ではない場合に限る) (事業実施団体以外の者に対する会議、研修会等に参加するための旅費を対象とする場合は、委員旅費、講師旅費(ともに部外に限る)を除き1事業主・団体につき、1名までとし、学生は対象外とする。) ※助成額は、宿泊費と合わせて上限400万円(地域団体は200万円)
宿泊費	1人1泊8,700円までの実費相当額	若年者に魅力ある職場づくり支援事業に係る会議等に参加するための宿泊費(事業実施団体以外の者に対する会議、研修会等に参加するための宿泊費を対象とする場合は、研修等の講師を除き1事業主・団体につき、1名までとする) ※助成額は、旅費と合わせて上限400万円(地域団体は200万円)
バス等借上料	1人当たり18,000円までの実費相当額	バス等の借上げ料(レンタカーを借り上げた場合の燃料代を含む)
印刷製本費	実費相当額	ポスター、パンフレット、リーフレット等の印刷費、製本表装代およびコピー代(用紙代を含む) (配布される印刷物の配布先を明確にすること。機関誌等逐次刊行物は1事業主・団体につき原則1部までを対象とし、これを超える場合は根拠を明確にすること。) ※助成額は上限400万円(地域団体は200万円)
図書費	実費相当額	図書の購入費
施設借上費	実費相当額	講習会等を実施する場合の会場借上料(設備の使用料を含む)
機械器具等借上料	実費相当額	建設機械、機械器具および各種用具類の借上料
教材費	実費相当額	講習等に使用する原材料、教科書等(教科書の送料を含む)、消耗品および燃料(建設機械等の燃料)の購入代価
視聴覚教材作成費	実費相当額	スライド、フィルム等の視聴覚教材の作成のための費用
厚生経費	1人当たり10,000円までの実費相当額	技術者・技能者や雇用改善に関する表彰等に要する表彰状代(紙筒代等を含み、金券類や記念品、懇親会費は含まない)
調査研究費	実費相当額	雇用管理に係る課題を把握する調査事業を外部の調査研究機関等に委託した場合の委託料
通信運搬費	実費相当額	郵便料、電信料、電話料、諸物品の荷造り費及び送料(運搬のためのレンタカー借上料を含む)
会議費	1人あたり150円までの実費相当額	茶菓の代価
消耗品費	実費相当額	事務用の消耗品の代価
備品費	実費相当額(図書費を除く)	事務用の備品または器具等の代価
委託費	実費相当額	建設労働者への技能講習や教職員への実践的技能研修等を職業訓練施設等に委託して実施する場合など、訓練や講習に関する費用
広報費	実費相当額	若年者に魅力ある職場づくり事業に係る情報提供のための広告費やHP作成・更新費(新聞広告等それ自体が事業活動である場合は助成対象外)
傷害保険料	実費相当額	学生等に対する現場見学会や体験学習等の参加中に起きた傷害に関する治療費等を保証する保険料
その他助成することが必要と認められる経費	実費相当額	

## 5. 手続き

### ① 計画届の届出

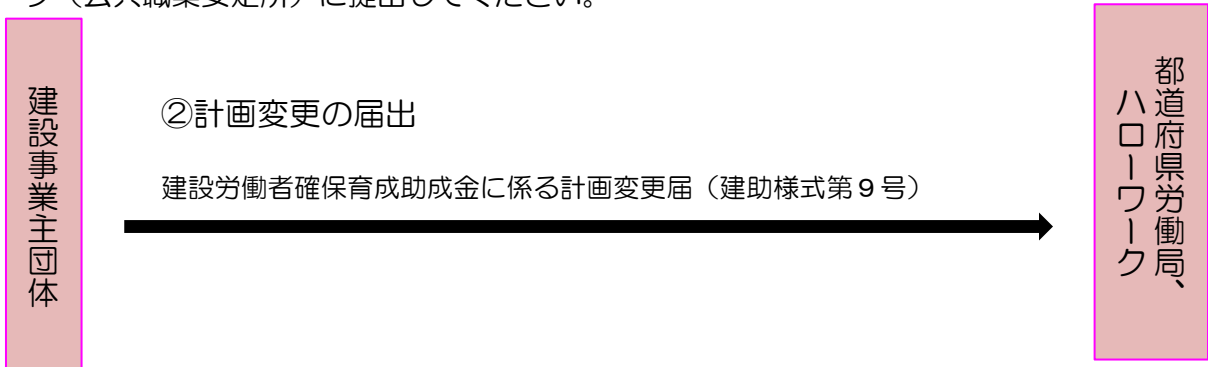
若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース（事業主団体経費助成）の支給を受けようとする建設事業主団体は、事業を実施しようとする日の原則2ヶ月前※までに、必要書類一式を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。なお、計画届の提出は年度内1回までとし、事業計画期間の重複する計画を提出することはできません（事業の追加が必要な場合は計画変更届を提出してください）。

※ 4月1日から7月末日までに事業を開始し、かつ事業の終期を当該年度内にする場合は5月末日



### ② 計画届の変更

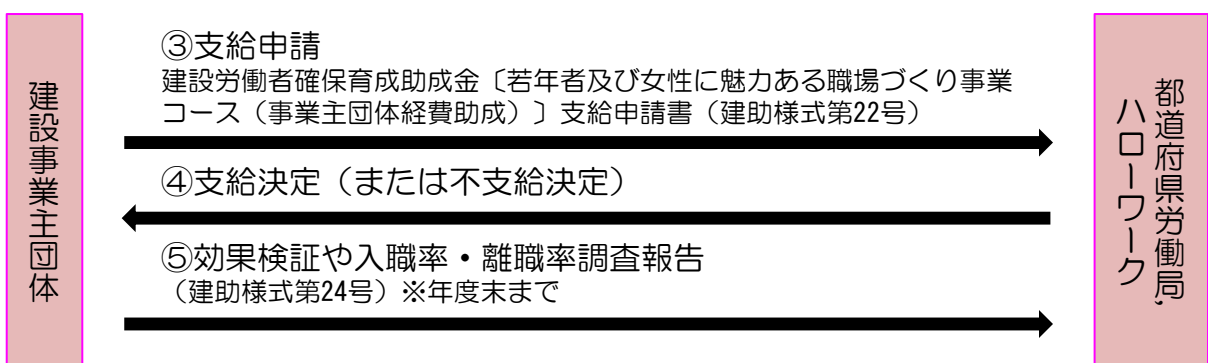
計画届を提出した中小建設事業主団体は、届け出た内容に変更（①届け出していない事業を新たに行う場合、②所要費用の増額に伴い、届け出た所要費用見込額の総額を超える場合、③事業推進員に変更がある場合）が生じるときは、事前に必要書類一式を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。



### ③ 支給申請

事業の終了した日の属する月に応じ、原則として次の表に掲げる区分に応じて、必要書類一式を管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。なお、効果検証結果及び入職・離職率調査結果は3月末日までに提出してください。

実施月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から8月末日まで	10月1日から11月末日まで	翌年の1月1日から2月末日まで	3月1日から5月末日まで



## 1. 受給できる職業訓練法人

建設工事における作業についての広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人  
（受講生を会員等に限定せず広く募集して職業訓練を実施する団体に限ります。）

## 2. 主な支給要件

職業訓練についての広報や調査・研究等、建設工事における作業についての職業訓練を振興するために必要であると認められる活動（以下「職業訓練推進活動」という）を実施するもの

## 3. 助成額

職業訓練推進活動の実施に要した費用のうち、支給対象費用に対する算定額の合計額の3分の2に相当する額です。

なお、年間5万人以上の職業訓練を実施する職業訓練法人に対しては、年間10,500万円を限度とし、年間4万人以上5万人未満の職業訓練を実施する職業訓練法人に対しては、年間9,000万円を限度とし、また年間3万人以上4万人未満の場合は、年間7,500万円を限度とし、年間2万人以上3万人未満の場合は、年間6,000万円を限度とし、年間2万人未満の場合は、年間4,500万円を限度とします。

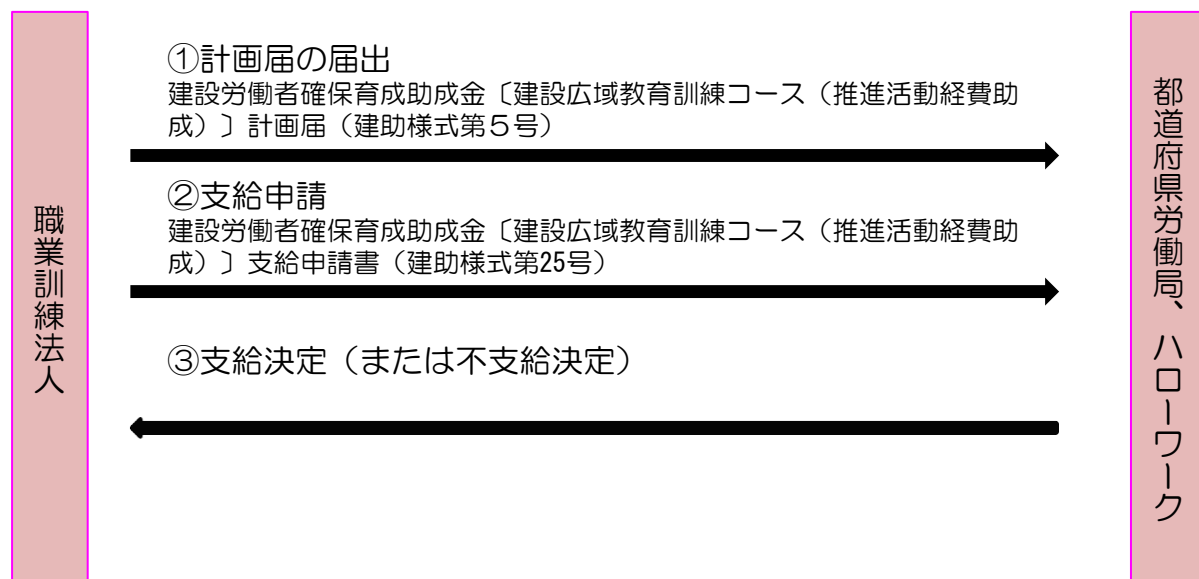
## 4. 計画の届出

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成）〕計画届（建助様式第5号）及び同計画裏面に記載された所定の書類などを事業を実施しようとする日の属する年度の5月末日までに、管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

## 5. 支給申請の手続き

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（推進活動経費助成）〕支給申請書、同計画裏面に記載された所定の書類などを四半期ごとに下記に掲げる区分に応じて、管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

実施月	4月、5月、6月	7月、8月、9月	10月、11月、12月	1月、2月、3月
提出期間	7月1日から8月末日まで	10月1日から11月末日まで	翌年の1月1日から2月末日まで	3月1日から5月末日まで



## 1. 受給できる職業訓練法人

建設工事における作業についての広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人で、認定訓練（建設事業に直接関連するものに限る）の実施に必要な職業訓練施設または職業訓練設備の設置・整備（以下「職業訓練施設設置等事業」という）を行う職業訓練法人

## 2. 主な支給要件

職業訓練推進活動を行う職業訓練法人が次のいずれにも該当する職業訓練施設設置等事業を実施するものであること。

原則として職業能力開発促進法施行規則別表2および厚生労働大臣が別に定める設備細目を基準とする。

### (1) 職業訓練施設の要件

- ・ 実施する認定訓練の訓練生の数に応じた規模の職業訓練施設を設置または整備すること
- ・ 職業訓練施設の設置または整備後も適正な数の訓練生を確保する見込みがあること
- ・ 職業訓練施設を設置または整備するための土地を確保していること
- ・ 耐火構造またはこれに準ずる構造の職業訓練施設であって、建築基準法に基づき所要の措置がとられるものであること

### (2) 職業訓練設備の要件

集合して行う職業訓練の学科または実技の訓練に必要な職業訓練設備を設置または整備すること

### (3) 用途変更禁止の期間

助成対象となった職業訓練施設などについて、施設については最大47年間、設備については種類ごとに定める期間、支給要件を著しく逸脱した用途に使用することはできません。

また、この期間中には、別に定める「職業訓練施設等使用状況報告書」の提出が必要となります。これに違反した場合には、支給した助成金の全部または一部を返還していただきます。

## 3. 助成額

職業訓練施設設置等事業の実施に要した費用の2分の1に相当する額とする。

（支給申請日から起算して過去5年間に於いて本コースの支給申請が行われている場合（平成27年4月10日以降に受理した計画に基づく申請が対象）、当該設置又は整備を含め、5年間の支給決定額の合計は上限3億円とする。）

## 4. 計画の届出

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）〕計画届および同計画裏面に記載された所定の書類などを職業訓練施設設置等事業を実施しようとする日の1ヵ月前までに、管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

## 5. 支給申請の手続き

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）〕支給申請書及び同申請書裏面に記載された所定の書類などをこの事業が終了した日の翌日から起算して2ヵ月以内に、管轄都道府県労働局またはハローワーク（公共職業安定所）に提出してください。

### ①計画届の届出

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）〕計画届（建助様式第6号）

### ②支給申請

建設労働者確保育成助成金〔建設広域教育訓練コース（施設設置等経費助成）〕支給申請書（建助様式第26号）

### ③支給（または不支給決定）

職業訓練法人

都道府県労働局、  
ハローワーク